なたは、 この実態を何と呼びますか ?

使途について、数回にわたりわたしたちの税金(公金)の ご報告しました。

その後、新たな展開がありまし たので、ここにお伝えします。

|温泉施設「省エネコンサルタント料問題」のその後

問題の要旨

サルタント契約を交わし、今年の1月まで 毎月約20万円以上(年間約25万円)のコン に約30万円を支払い続けた問題。 減される。というデタラメなテスト結果で、 ければ、温泉施設の燃料代が 10%以上削 早速、独自調査開始。科学的に考えて 磁石を内蔵しただけのパイプを取り付

添えて監査委員に住民監査請求を行う。 公金支出のため、2月26日に調査資料を も、調査結果からみても、明らかに不当な

監査結果の要旨

ップ。今後の継続契約をしないよう指導 (業者は)10%削減を立証することが不 したがって、2月、3月の料金支払はスト しかし、今まで支払った30万円は請求で 十分。(立証できなかった)

監査結果に不服がある場合は、裁判の 思案の末の行政訴訟

場でしか解決の方法がないので、期限の

メール: am in@ m fi.or.jp 取り戻し、公の場 約一ヶ月間、対応 すべきだ」との支 で不正を明らかに 村民の損害を

村を相手に提訴 した。 援者の方々の励ま しを得て、5月2日、

-ムページ http://h-kawaraban.jugem.jp

3⊟

〒 401-0502 山中湖村平野 1698

裁判の趣旨は、「被 会社イシイ工業 納 告(山中湖村)は、 高村忠久・有限

> 四千百五円を請求せよ」 人業者)に対し、連帯して金三百三万

れるなどということは、科学的、常識的 単なる磁石で、燃料が10%以上削減さ にありえない。

製造元の社長が、「試作段階であり、ボ

ら版 4号で解説しま

したが、平成19年度の

正問題について、かわ

観光協会の補助金不

平成18年度までの

法2002に違反) 可・調印し、村に損害を与えた。(自治 村長も契約内容を検証・精査せずに認 すると、正当な裏づけ資料が何もなく、 村長に契約許可を求めた資料を入手

各種イベントへの特別補助金20万円につい

た。早速、監査委員に住民監査請求をお た結果、信じられない不正が判明しまし ても、情報公開等で資料を入手し分析し

しないました(5月27日)

不正の事実と問題点

運営補助金50万円と、

いると認識している」と発言(山梨日日 は、極めていかがわしく、許せない。 騙されて買っても1本数万円で済むも 村長は「(今でも燃料は)削減されて

平成19年度の「イベント計画と予算」の

申請書類が提出されたのは、同年10月

30日であり、当日正式に受理された。

として聞こえてこなり。 為をこのまま見過ごせない。 答えを出さざるを得なかった」と漏ら も、正しい判断と対応を期待できない。 行政のチック機関である議会や議員に き監査委員の、あまりにも無責任な行 最終責任者の村長と、厳正に監査すべ 監査委員が、「 回りの圧力で、玉虫色の 村民の正義の声を期待したが、うねり したという確かな情報を入手。

裁判費用について

なぜ訴訟をするのか?」の理由

デタラメである。 調査の結果、業者のテスト内容が全く

イラーでの削減データはなく、現在は販 売していない」と答えている。

のを、永続的に税金を払い続ける契約

のに、この分も上乗せして補助金を申 つまり、申請時には約13万円が不要な

請し、20万円を受け取った。明らかに「

補

応をとっていない。

どう

月14日に既に終了していて、いずれも計 たイベントや(7月)、9月28~29日と10

画予算額よりも、はるかに少額で済ん

月30日以前に、計画はあったが中止し

しかし、この予算書には、提出された10

だイベント分が満額含まれている。

樋口は、村民の代表として、村民の利益 を守り行政の不正を正す責任がある。

訴訟を受ける村が、弁護士に依頼した

樋口の計算では、約19万円の余剰金に

成19年度補助金正に監査し、平

票や帳票類を厳

監査委員は、伝

すべきか?

運営費として使用している。

余剰金が発生し、残った補助金分は、当 しかも、年度末の決算では、約19万円の 助金の虚偽申請・不正受給」である。

然村に返還すべきものを、観光協会の

「 自治体(村)が訴えられた場合、弁護 士に委任しないで、その自治体(村)の 士に依頼しなくても良い しかし、訴訟の対応は、必ずしも弁護

悩んだ。場合の税金の使われ方に、樋口も十分

会の たな不正

で余った分を加え、約14万円の補助金が は、虚偽申請分の35万円と他のイベント

ある。 剰分の返金と、しかるべき措置が必要で これは、明らかに詐欺的行為であり、余

ながら、適切な対 村長は、これらの事実を十分承知してい 存在とその実態が明らかになった。 平成19年度決算書では、かわら版4号 で指摘した「ウラ帳簿」や「ウラ口座」の

に、 含まれている。

また、平成18年度の10万円についても19算報告書を提出していない。 記載せず、未だに村に事業報告書と決 特別補助金70万円についても、決算書に 観光協会は、これまで、平成17年度分の

平成19年度と、いずれの決算書も不正 そもそも、平成17年度、平成18年度、 年度と同様、9月30日の申請前に中止 経理処理であり、決算数値もデタラメで かった2事業に勝手に流用している。 したイベント分も請求し、当初計画にな

てれば(人数に制限なし)、多額の弁護 を最も知りつくしているのだから、適任 ブ導入時の担当課長であり、事実関係 るより、村の職員を「指定代理人」に立 訴訟担当の総務課長は、燃料削減パイ 行できる」のだから、安易に弁護士に頼 職員を「指定代理人」にして訴訟を追 土費用を節約できる。

余った分の、合計約14万円を村のうち、虚偽申請分と決算で

に返還させるべきだ。

不正や真実の解明と、それにかかる経

出直し的改革をするよう要望

観光協会には、村民に謝罪し、

切支出してはならない。

付団体としては 不適格 であ もはや観光協会は、補助金交

り、平成20年度の補助金は、一

費とを、安易に天秤にかけてはいけない。

を提案する。 村長と観光協会長の

無責任発言について

称)」を組織し、費用対効果を

検証の上、より充実した運営

なり、各地区区会や全村民一体 今後のイベントは、村が主体と

6月定例議会は6月6日(金)から6月13日(金)の予定です。

詳しくは議会事務局または樋口までお問い合わせください。議会事務局 =62-3166

となった。観光振興実行部会(仮

をしている。 ず閉会し、役場庁舎内で「シヤ 問題になった「補助金不正問題」 で元監査委員)は、4月10日の高村幸元観光協会長(元議員 ンシャンで済んだヨ!」と、発言 について、十分な説明も行なわ 観光協会定期総会」直前に

お知らせ

金等交付規則」「財務規則」等に照ら さて、監査委員は、世間の常識と「補助 梨日日新聞)と回答している。 の活動費として「括して受けたもの」(毎 円を返還していないことについて、「 年間 平成19年度の虚偽申請と余剰金14万 し合わせ、どの様な。 回答』 を出すだろ なく、返還命令するつもりはない」(山 日新聞)と答えており、村長も「問題は

樋口は、あれもこ これも、何でも反対する」と言われますが、

うか。

《あれもこれも真つ当ではない》から 調査せざるを得ないのです。

実際、あまりの形容しがたい腐敗状況に、強い憤りを感じます。 それに、実は、まだ 氷山の一角 でしかありません。 以上の、公金の使 あなたは、い われ方と対応を、 たい何と呼びますか?